

## 補説第四 大震災における皇室の対応と施策

「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」このように定めた旧憲法のもとでは、国家の頂点にはもとより皇室が位した。一九一二年に即位した大正天皇嘉仁は生来病弱であつて、即位十年にして療養生活へ入り、二十歳の皇太子裕仁（のちの昭和天皇）が摂政に就任する。関東大震災が勃発した瞬間、天皇および皇后は日光御用邸に所在し、第二皇子秩父宮雍仁と会食中であつた。交通遮断のため連絡に窮した内務省は、陸軍航空機の発進を依頼し、上空から君主の無事を確認する。震災直後の報道としては、こうした皇室の非常事態が、とりわけ東京朝日新聞社編『関東大震災記』に逐一記述される。

### 天皇・皇后両陛下の安否

天皇・皇后両陛下には日光田母沢の御用邸に在せられた、通信交通機関全滅のため御安否の程も伺い難く、かつは帝都震災の状況を上聞に達すべき必要あり。宮内大臣の名により陸軍飛行機第五大隊立川の飛行将校歩兵中尉小池武夫氏は飛行機を操縦して二日午前全速力で関東平野を北へ航走し途中機上から沿線の被害状況を視察、田母沢御用邸の上にとり「天皇、皇后両陛下の御安否如何、幸に御安泰に在しませば旗を振って合図されたし賢所並に摂政殿下御無事」との報告筒三個を投下し幾回か御用邸の上空を旋回しつつ答信を

待つてゐるとやがて侍従が出て大旗をしきりに振り上げふりあげ合図するのを認め安堵の胸を撫で下ろし、蕃地に東京へ帰航復命し、宮内省を経て摂政宮殿下に言上した。

その後飛行機伝書鳩等により時々状況を奏上、陛下にはふかく軫念しんねんあらせられ御内帑金御下賜のことあり震災地の凡てへ桑田、浜田、服部、大島、船越、大塚の各侍従武官を御差遣あらせられたが、その後山脇栃木県知事、第十四師団井染参謀長等は親しく御用邸に伺候罹災民の救済、復興等の状況を奏上、摂政殿下にも入江侍従長、奈良武官長を御差遣災害前後のことを奏上せしめられた。①

### 秩父宮殿下の対処

**秩父宮殿下** 大地震当日殿下には日光田母沢御用邸本館に丁度両陛下と御会食中であらせられた。御用邸での感じはあたかも東京での余震くらいのもので何事もなかったが、とくくする内に僅かに東京地方の震災状況が伝へられ、御用邸から夜間強行の自動車隊が出る、内務省から派せられた強行隊の電話が来る、二日払暁二時に至つて初めて被害状況が確かめられたのである。

殿下には非常なる御心痛で「第一師団に動員令が下つた以上、決して安閑としてゐる事は出来ぬ」とて直ちに御支度、三日朝上下非常な混雑の中を大胆にも御帰京、其足で第三聯隊に御成り平常の御勤務に服せられ五日には午後一時より五時間にわたり貨物自動車に召され軍隊引率。本所深川方面の惨状を御視察特に酸鼻極まる岩崎邸付近に於ては御徒歩で罹災民の状況を親しく御覧になり、六日には上野、浅草方面、七日に

は桐ヶ谷方面、十一日には第三聯隊の夜間勤務状態を御視察、更に二十三日には皇族総代の御資格で華頂宮博忠王殿下と御付武官を随へさせられ午前七時芝浦海軍棧橋から第十八駆逐艦に御便乗、午後零時三十分横浜米利堅棧橋御着御出迎への安河内知事、渡辺市長の御案内で御上陸、宮内省から差廻された自動車に召され先ず波止場税関倉庫を経て戒嚴司令部前にて御下車、それより御徒歩にて配給米其他配給品の貯蔵してある各倉庫内を御通り抜けになり高橋司令官の御説明を詳しく聞召されつつ司令官が肩にした望遠鏡を御手に神奈川方面の惨状を御覧あらせられ御憂ひ深く種々御下問があり再び自動車にて市内の惨状を隈なく御視察御慰問あらせられ午後二時横浜駅より御帰京遊ばされた。①

八月三十一日は四大節のひとつたる天長節、大正天皇の誕生日にあたり、宮内大臣牧野伸顕は前日から日光に滞在した。天皇誕生日の祝賀を捧げ、翌日帰京の途に就いた彼は、鉄道駅で地震による交通遮断を知らされる。ようやく九月二日宮内省へ辿り着き、夕宵赤坂離宮の親任式にも参じた。なお、宮内省の機能は内閣の組織から独立し、首相の交代と係わりなく牧野はその職務を継続する。

### 牧野伸顕日記 その一

八月三十日

① 同書。十八―十九頁。

山本伯愈々台命拝受の決心をなし、已に組織に着手したるに付大に安心せり。

天長節奉祝の為め日光へ供奉す。

八月三十一日

拝謁。御飯床後始めてに有之、御引籠前より御落着き被為在、恐悦なり。

後皇后宮へ拝謁、諸事言上に及ぶ。正酒饌賜はり、次いで福引其他催しあり。

九月一日

大雨。出水の恐れあり。途中の故障を恐れ帰京に決す。十二時頃此地方稀有の強震あり。一時停留場に到る。栗橋付近故障の為め汽車普通との通知あり。止むを得ず引返へし旅館へ入る。

東京付近大地震の報道続々到着。内務省の公報に依り粗々其程度明瞭となる。

九月二日

帰京の途に就く。浦和付近より震災の跡著しく顕はる。栗橋不通に付下車、迂回して川口に到る。此の間凡そ三十分余、沿道家屋概ね倒半壊。惨状甚だし。

汽車は日暮りに止る。谷中を経て宮内省に向ふ。幸にして途中迎の自動車に逢ひ、直ちに登省。往来戦場の如し。惨状益々加はり筆紙に尽すべきに非ず。實際目撃者に非ざれば想像も及ぼさず。帝都は山手を除くの外全滅と云ふも過言にあらず。省前広庭にテント張中諸員執務中なり。三殿下も天幕中に御避難なり。ひと通報告を聞きたる後赤坂離宮へ伺候、拝謁す。此際の御処置、御思召に付言上。

此日後八時頃親任式を被為行たるに付、首相へ御沙汰書及下賜金の事に付協議。次いで閣員へも面会、本

件に付御思召の次第を内話し、進行に関する打合をなす。①

地震発生るとき摂政裕仁は侍従や武官を随え、宮城において執務中であつた。数次にわたる大揺れのなかでまず御殿の中庭へ、ついで吹上御苑の観瀑亭へ避難する。やがて赤坂離宮内庭の天幕で一夜を過ごし、翌日山本内閣の信任式に臨んだことも、前述の『関東大震災記』で伝えられる。

### 摂政の被災と避難

摂政宮殿下には一日午前十時二十分頃赤坂離宮より宮城に御出仕御座所に於て聖務御総覽中大震動あり御次の間に差し控えて奉仕しりたる徳川侍従長、入江東宮侍従長、奈良武官長を始め侍従や武官たちは驚愕して御側近く駆け寄り御機嫌を奉伺し、また大臣官房からは時を移さず閑屋次官大谷庶務課長や西園寺式部次長など馳せ参じて御安否を伺い奉った

殿下はさまで駭かせ給はず自若たる御態度にて「有り難う、他は別條はないか」と仰せあり何れも恐懼し取敢えず御殿の御中坪（御内庭）に降り立たせられるよう言上侍臣たちは暫しも御傍を離れず御警護申し上げた、其際にも数回に亘りて大揺れ返しが続けさまにやって来たので小原内匠頭は戸田東宮事務官と急遽打合せの午後一時自動車にて吹上御苑内の観瀑亭に御避難を仰ぎ夕刻まで宮城の方に御止めあり やがて赤

① 『牧野伸顕日記』中央公論社、一九九〇年。八六一―八七頁。

坂離宮に還御爾来御内庭広芝生の天幕内に出でさせられ二日夜は山本内閣の親任式を同避難所において行はれた

かかる事實は全く空前絶後のことである。同離宮の建築は明治四十一年十二月故片山東熊博士の設計監督の下に成り流石に東洋第一の洋風宮殿と定評されるだけあって第一日の大地震最中建築物はかなり同様したるも東車寄せの電燈が破壊した位のもので小さな亀裂さへ認めず六日午後四時三十分に至り天幕を引払はれて宮殿内に御入りになった。そして五日に市内一部の送電が行はれ離宮へ第一番に送電せんとしたところ罹災民のほうから先にせよとの有難き御意を賜はった

かかれば市民の凡ても宮城の一部炎上のことあり、殿下の御安泰を氣遣ふこと甚しく、一日坂下門に押つまつた幾方の群衆は徳川公の自動車を見て口々に「摂政殿下は御安泰か、皇族に御異状はないか」と尋ね公が「何れも御安泰に渡らせらる」と答ふるや思はず万歳を唱へた。かくて日々政務を御総覧になった。①

宮城に蔵された「侍従日記」や「行啓録」を主要な典拠とする『昭和天皇実録』全十九巻は、宮内庁のもとで二四年の歳月を費やして平成二七年に完成された。同書第三巻には大正九年の欧州旅行と大正十年摂政への就任も含まれるが、ここでは新たな組閣への命と大地震当日に関する記述を参照する。

① 『関東大震災記』前掲。一八一―一九頁。

八月二十七日 月曜日 この日午前、御殿場別荘に滞在中の公爵西園寺公望の許へ侍従長徳川達孝を、鎌倉別邸に滞在中の公爵松方正義の許へ侍従次長入江為守をそれぞれ御使として遣わされる。午後、西園寺は松方を鎌倉に訪問、ついで葉山御用邸に参邸し、内大臣平田東助と面談の後、摂政に拝謁、後継内閣首班として伯爵山本権兵衛を推挙する旨を捧答する。（原註一）

八月二十八日 火曜日 午前八時四十五分葉山御用邸御出門、御帰京になり、十時三十分赤坂離宮に御到着、同離宮に滞留される。（原註二）

午前十一時二十分、宮内大臣牧野伸顕に謁を賜う。（原註三）

侍従長徳川達孝を差し遣わし伯爵山本権兵衛をお召しになる。午後四時三十五分、山本伯爵参殿につき謁を賜い、後継内閣を組織し大任に当たらんことを望む旨の御詞を賜う。山本は熟考の上奉答すべき旨を捧答し退出する。山本は翌日より拝受の決心にて組閣の準備に入る。（原註四）

〔中略〕

八月三十一日 金曜日 天長節祭につき午前八時二十分摂政の御資格にて御出門、賢所・皇靈殿・神殿に御拝礼になる。天皇への御使として東宮太夫珍田捨巳を日光田茂沢御用邸へ遣わされる。（原註五）

九月一日 土曜日 午前十時赤坂離宮を御出門、宮城に御出務になる。十一時五十八分、巨大地震が発生する。突如上下の大きな揺れが起り、震動甚だしく、皇太子は直ちに西一ノ間より前庭に避難される。強震が相次ぎ、轟音とともに正殿は動揺し、硝子・障子の軋む音にて、一時は凄然たる有様となる。その後も余震が続き、しばしば大震動がある。宮殿内においては、各所にて家具・調度品が転倒・落下する。地震発生

直後より、内大臣平田東助・宮内次官閔屋貞三郎・東宮職御用掛西園寺八郎・内匠頭小原駿吉及臨時内閣総理大臣内田康哉が相次いで伺候する。午後一時頃、皇太子は自動車にて吹上御苑内観瀑亭に移られ、御昼食を召される。同所に内務大臣水野錬太郎・警視總監赤池濃等が伺候し状況を言上、海軍大臣財部彪・東京府知事宇佐美勝夫・貴族院議長徳川家達等が伺候し、王世子付武官金忠善が王世子李根の御使として参内する。東宮職においては、御避難所を赤坂離宮内広芝御茶屋と決定につき、三時三十分観瀑亭を御出発、赤坂離宮に御帰還、直ちに広芝御茶屋にお入りになり、同所において御政務をお執りになる。（原註六）

東京衛戍司令官代理第一師団長石光真臣に謁を賜い、震災の状況、救助方法、軍隊の配備等に関する言上を御聴取になる。（原註七）

この日の地震は、相模湾を震源とし、東京・神奈川・埼玉・静岡・千葉及び山梨の一府五県に未曾有の惨禍をもたらす。宮城内の被害は、宮殿、宮内省庁舎等は倒壊を免れたるも、主馬寮馬車舎・女官部屋廊下など全壊六百六十坪、濟寧館・主馬寮庁舎など半壊九百五十八坪、その他大破四千二百二十坪。青山御所・赤坂離宮は被害比較的軽微なるも、芝離宮、浜離宮、高輪東宮御所、帝室林野管理局庁舎、学習院第二教室、特別教室、雅楽練習所等は焼失する。各所より発生した火災は宮城に迫り、大手門・有光亭振天府脇に飛び火したものの、いずれも消し止められ、夜に入って吹上御苑・宮殿、主馬寮等に危険を感ずるも、防ぐことを得る。二重橋外苑に罹災者が殺到したため、午後七時平川門を開き、主馬寮広場に収容する。府下においては芝離宮・高輪東宮御所・新宿御苑・猿江御料地・上野公園・白金御料地・高田御料地などの御料地の一部、及び学習院・女子学習院・学習院初等科の建物を罹災民救済のため開放し、各皇族も殿邸・地所の一部を罹災者収容のために提供する。

この日天皇・皇后は日光田茂沢御用邸に御滞在中につき、皇太子は御安否をお伺いし、御自身の無事を報知されたく思召されるも、電信・電話・鉄道等の機関は全く途絶し、日光との常備通信連絡も遮断し全く不可能のため、宮内省より陸軍当局に、飛行機によって連絡を行うことを交渉する。翌二日未明、栃木県理事官三橋孝一郎が自動車にて東京に到着、日光田茂沢御用邸にては石垣の一部が破損したのみにて、天皇・皇后及び同地に滞在の雅仁親王・崇仁親王は御無事との報をもたらす。よって三橋に託し、東京の情報を日光へ伝えるとともに、さらに陸軍飛行機に託して詳報することとなる。飛行機は東京を発して宇都宮に到着、栃木県警察部を介して電話にて田茂沢御用邸に伝達し、帰路同地方の情報をもたらす。また、東宮侍従甘露寺受長を御使として日光へ遣わされる。(原註八)

この日の地震のため、武彦王妃佐紀子女王は神奈川県鎌倉山階宮別邸において、師正王は同県鶴沼東久通宮別邸において、寛子女王は同県小田原閑院宮別邸において、いずれも建物倒壊のため薨去する。(原註九)

この日より当分赤坂離宮広芝御茶屋にて過ごされることとなる。この夜は、戸板一枚を開き御就寝になるも、強震にて戸外にお出ましになること数度あり。(原註十)

(原註一) 東宮内舎人日記、行啓録、牧野伸顕日記、松本剛吉政治日誌、奈良武次日記、入江寛一日記  
政変思出草、伯爵平田東助伝、東京日日新聞、読売新聞

(原註二) 東宮侍従日誌、東宮内舎人日記、東宮内舎人供奉日記、東宮職日誌、行啓録、行幸録、  
宮内省省報、官報、奈良武次日記

(原註三) 東宮侍従日誌

(原註四) 東宮侍従日誌、東宮内舎人日記、東宮職日誌、牧野伸顕日記、松本剛吉政治日誌、  
奈良武次日記、伯爵平田東助伝、東京日日新聞、読売新聞

(原註五) 東宮侍従日誌、東宮内舎人日記、東宮職日誌、祭祀録、儀式録、行啓録、幸啓録、典式録

(原註六) 東宮侍従日誌、東宮内舎人日記、東宮職日誌、震災録、行啓録、奈良武次日記、  
四竈孝輔日誌、震災録、大正震災志、帝都復興秘録

(原註七) 東宮侍従日誌、侍従武官府歴史

(原註八) 東宮侍従日誌、秩父宮御側日誌、震災録、東京震災録、帝都復興秘録

(原註九) 震災録、皇族身分録、墓誌銘録、宮内省省報、官報、東京震災録、大正震災志

(原註十) 東宮侍従日誌

①

震災第三日には「罹災者ノ境遇ニ対シテハ心深ク之ヲ傷ム」撰政宮が、「官民其レ協力シテ適宜応急ノ処置ヲ為」せとの沙汰書を総理大臣に授け、内務金千万円を下賜した。

### 宮内庁編『昭和天皇実録』大正十二年(一九二三年) その二

九月三日 月曜日 午前八時十分、天皇御使として侍従山県辰吉が日光より上京、赤坂離宮広芝御茶屋に

参候につき謁を賜う。同時に、東宮侍従甘露寺受長は、天皇・皇后への御使を果たして帰着する。(原註一)  
午前九時十分 第三師団参謀陸軍歩兵大尉佐藤覚一に謁を賜う。佐藤大尉は岐阜県各務原飛行場より飛行機にて上京につき、関西地方の状況並びに飛行途上の視察状況につき言上する。ついで参謀総長河合操より震災状況についての言上を御聴取になる。九時五十分、海軍軍装にお召し替えの上、海軍司令官山下源太郎に謁を賜い、帷幄上奏を受けられる。

午後零時四十五分、恒憲王参候につき御対面になる。次ぎに内閣総理大臣山本権兵衛に謁を賜い、言上を受けられる。二時、雍仁親王参候につき御対面の上、暫時御対談になる。またこの日大谷光明、前東宮太夫浜尾新、東宮職御用掛服部宇之吉、前陸軍大臣山梨半造、宮内書記官二荒芳徳、元皇子傳育官桑野銳等前後して伺候につき、それぞれ謁を賜う。(原註二)

午後二時二十分、陸軍大臣田中義一参候につき謁を賜う。田中陸相は関東戒嚴司令部条例並びに陸軍大将福田雅太郎を関東戒嚴司令官に補職の件等の御裁可を奏請する。よつて三時四十分御裁可になる。関東戒嚴司令官は天皇に直隷し東京府及びその付近における鎮戍警備に任じ、東京衛戍司令官に代わり、昨日より施行された戒嚴令の職務を東京府、神奈川県において行う。なお、なお、神奈川県横須賀市及び三浦郡においては、横須賀鎮守府司令長官が戒嚴司令官の職を行う。(原註三)

午後五時、宮内次官閑屋貞三郎参候につき謁を賜い、言上をお聞きになる。

午後六時三十分内閣総理大臣山本権兵衛をお召しになり、天皇は今回の震災につき被害惨状を極むる趣を聞き召され、賑恤しじゅうの思召しを以て内帑金 一千万円を御下賜になる旨を伝えられ、併せて左の撰政御沙汰を賜う。

今回稀有ノ大地震東京及近県ヲ襲ヒ之ニ加フルニ大火ヲ以テシテ其ノ惨害甚ク大ナルハ実ニ国家生民ノ不幸ナリ余ハ其ノ実況ヲ見聞シテ日夜憂戚シ殊ニ罹災者ノ境遇ニ対シテハ心深く之ヲ傷ム茲ニ内帑ヲ頒チテ其ノ苦痛ノ情ヲ慰メント欲ス官民其レ協力シテ適宜応急ノ処置ヲ為シ以テ遺憾ナキヲ期セヨ

ついで関東軍戒嚴司令官福田雅太郎、近衛師団長森岡守成に謁を賜う。(原註四)

午後六時五十分侍従河鱒実英・岡本愛祐より、震災地視察状況の言上を御聴取になる。この日、河鱒侍従は日比谷・芝・日本橋・京橋方面へ、岡本侍従は神田・本郷・上野方面へ、それぞれ天皇・皇后の御使として差し遣わされる。(原註五)

[中略]

午後八時二十分、雍仁親王がふたたび参候する。この夜は広芝御茶屋に御同室にて御就寝になる。(原註六)

(原註一) 東宮侍従日誌、貞明皇后実録

(原註二) 東宮侍従日誌、東宮職日誌、秩父宮御側日誌

(原註三) 東宮侍従日誌、官報、奈良武次日記、侍従武官府歴史

(原註四) 東宮侍従日誌、東宮内舎人日記、震災録、内閣官房総務課資料、宮内省省報、官報、

大正震災志、東京府大正震災誌

(原註五) 東宮侍従日誌、震災録、侍従武官府歴史、東京震災録

このような皇室の対応と施策を受けて、大地震発生の日内田臨時内閣の奏上により、まず三つの勅令が発せられ、手書きの官報号外で公示された。すなわち、非常徴発令の公布、臨時震災救護事務局の設置、および戒厳令の適用を命じるものである。

官報号外 大正十二年 九月二日

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ帝国憲法第八条ニ依リ非常徴発令ヲ裁可シ公布セシム

御名御璽

撰政名

②

官報号外 大正十二年 九月二日

朕臨時震災救護事務局官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

① 『昭和天皇実録』第二卷、九二〇―九二二頁。

② 「官報号外」大正十二年九月二日、印刷局。

撰政名

①

官報号外 大正十二年 九月二日 印刷局

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ帝国憲法第八条ニ依リ一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ既定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名御璽

撰政名

②

かくして二日に成立した山本内閣のもとで、右記の勅令に基づいて「治安維持令」、「暴利取締令」、「支払延期令」が公布される。こうした皇室と政権の連携は、「摂政御沙汰」を受けた四日の「内閣告諭」、さらには首都復興を主軸とする十二日の詔書渙発へと進展する。

① 「官報号外」大正十二年九月二日、印刷局。

② 「官報号外」大正十二年九月二日、印刷局。